

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、認定、給付実績の管理を行う。</p> <p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請書や届出書に関する確認2 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会及び賦課情報の関係機関への通知3 減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課4 要介護・要支援認定管理5 居宅・介護予防サービス計画の届出6 福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い・介護保険高額介護サービス費等の支給申請7 介護保険負担限度額の認定申請8 介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付9 保険料賦課における特別徴収対象者の確認10 保険者の資格記録の管理11 被保険者の受給者及び給付実績の管理12 保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 介護保険システム2 介護収納システム3 中間サーバー4 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none">(1) 資格管理ファイル(2) 保険料賦課・収納管理ファイル(3) 認定管理ファイル(4) 給付管理ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番1002 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条に規定される介護保険法第18条等3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第2 項番34 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付費等関係情報」が含まれる項番 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161 (情報照会) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表の項番 131、132	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健部介護福祉課	
②所属長の役職名	福祉保健部介護福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	小金井市福祉保健部介護福祉課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9822	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、介護収納システム	1 介護保険システム 2 介護収納システム 3 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番68 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条に規定される介護保険法第18条等	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番68 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条に規定される介護保険法第18条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第1 2の項 4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第2項	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第46条 (12) 第47条 に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第12条等	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉保健部介護福祉課長 高橋 美月	福祉保健部介護福祉課長 高橋 正恵	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部介護福祉課長 高橋 正恵	福祉保健部介護福祉課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び 別表第一 項番68</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条に規定される介護保険法第18条等</p> <p>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第1 2の項</p> <p>4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第2項</p>	<p>1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び 別表第一 項番68</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条に規定される介護保険法第18条等</p> <p>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第2 項番3</p> <p>4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第3項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第4号ロ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号、2号イ及び第6号ロ (4) 第19条第1号イ及びレ (5) 第25条第2号イ及び第3号ハ (6) 第30条第1号リ及び第3号リ (7) 第32条第1号二、第2号二及び第3号 (8) 第33条第6号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第43条の2第11号ロ (11) 第44条第1号レ (12) 第46条 (13) 第47条 に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び 別表第一 項番68 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条に規定される介護保険法第18条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第2 項番3 4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第3項	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び 別表 項番100 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条に規定される介護保険法第18条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第2 項番3 4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第3項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第4号ロ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号、2号イ及び第6号ロ (4) 第19条第1号イ及びレ (5) 第25条第2号イ及び第3号ハ (6) 第30条第1号リ及び第3号リ (7) 第32条第1号ニ、第2号ニ及び第3号 (8) 第33条第6号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第43条の2第11号ロ (11) 第44条第1号レ (12) 第46条 (13) 第47条 に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	(情報提供) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付費等関係情報」が含まれる項番 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161 (情報照会) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表の項番 131、132	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	